

新型コロナウイルスワクチン接種に関する4つの宣言

埼玉弁護士会川越支部は、新型コロナウイルスワクチンの接種について、次のとおり宣言します。

- 1 ワクチン接種の有効性のみならず、ワクチン接種により不可避に発生する副反応（副作用）の被害について、国民に対し接種前に十分な情報提供がなされる必要があります。
- 2 ワクチンを接種するかしないかは個人の自由な意思にもとづいて決定されなければならない。ワクチン接種がいかなる環境においても、またいかなる意味においても強制されることがあってはなりません。
- 3 ワクチン接種をしない選択をした国民に対して、解雇や施設利用制限などの不当な差別、学校や職場などでのいじめや不利益取扱いは許されません。
- 4 ワクチン接種によって発生した副反応（副作用）の被害を受けた国民に対し、厳密な因果関係の立証を要件とせず十分な補償がなされなければなりません。

令和3年7月8日

埼玉弁護士会川越支部

支部長 近藤 宏 一